

## 指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム

### 「あさひ園」運営規程

#### (目的)

第1条 社会福祉法人旭会が開設する指定介護老人福祉施設特別養護老人ホームあさひ園（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や職員が要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 職員は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴・排泄・食事等の介護・相談・援助及び社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上のお世話・機能訓練・健康管理及び療養上のお世話をすることにより、入所者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことのできるようにすることを目指すものとする。また、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。

#### (施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームあさひ園
- (2) 所在地 千葉県四街道市山梨 1488-1

#### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 施設長 1名（常勤職員）  
職員の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 医師 2名  
入所者の健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上  
入所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- (4) 看護職員 3名以上（常勤換算方法）  
入所者の保健衛生及び看護業務を行う。
- (5) 介護職員 24名以上（常勤換算方法）  
入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (6) 管理栄養士 1名  
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導、栄養ケアマネジメント業務を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員兼務）  
入所者が日常生活を営むのに必要な機能の改善、又はその減退を防止するための訓練を行う。

- (8) 介護支援専門員 1名 (生活相談員兼務)  
入所申込みに係る調整、介護計画の作成等を行う。
- (9) 事務職員 2名以上  
必要な事務を行う。
- (10) 調理員 7名以上 (委託会社社員)  
食事の調理を行う。
- (11) 宿直員 1名 (嘱託)  
夜勤職員と連携し、夜間の安全と防災業務等の宿直業務を行う。

(入所者の定員)

第5条 入所者の定員は、80名とする。

- 2 入院、退所等、空室ができた場合、あさひ園の短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に利用する場合がある。

(受給資格等の確認)

第6条 サービスの提供を求められた場合は、被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及びその期間を確認するものとする。

(入所手続)

第7条 入所申込者又はその家族に対しては、あらかじめ運営規程の概要その他重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。入退所は、その家族との契約により行うものとする。

(基本原則)

第8条 入所者の処遇については、介護支援専門員が作成したケアプランによる個別処遇とする。

(給食)

第9条 入所者には、1日3回給食するものとする。

- 2 給食は、できるだけ変化に富むものとし、十分なカロリーと成分を含みかつ、調理に当たっては入所者の嗜好を反映させるとともに、栄養価の損失をさげ、消化吸収の実をあげるよう努めるものとする。
- 3 管理栄養士は、前項の趣旨に基づいて献立を作成し、給食の品名及び数量を記録整備しておくこととする。

(保健衛生)

第10条 職員は、入所者と施設の保健衛生のため、次の各号の実施に努めるものとする。

- (1) 衛生知識の普及及び指導
- (2) 年2回以上の大掃除
- (3) 月1回以上の消毒
- (4) 週2回以上の入浴又は清拭

(5) 月1回以上の調髪

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(健康管理)

第11条 施設長、医師、看護職員は、常に入所者の健康に留意するものとする。

2 医師は、毎週金曜日午前9時から12時まで診療にあたる。

(サービスの内容)

第12条 サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 食事・入浴・排泄等の介護

(2) 相談及び援助

(3) 社会生活上の便宜の供与

(4) 日常生活上の世話

(5) 機能訓練

(6) 健康管理

(7) 療養上の世話

(8) 食事の提供

(9) 栄養管理

(10) 口腔衛生の管理

(利用料その他の費用の額)

第13条 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護サービス費利用者負担額、食費及び居住費の合計額とする。

2 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。但し、一定以上所得のある方は2割又は3割の額とする。

3 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に、入居者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにする。

4 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 食事の提供に要する費用は、1日当たり1,445円とする。ただし、利用者が保険

者より介護保険（特定）負担限度額認定証の交付を受け、施設に提示した場合には、提示した日の属する月の初日から、当該認定証に記載されている食費の負担限度額とする。

- (2) 居住費を算定する居室は、多床室とし、居住に要する多床室の費用（光熱水費・室料）は、1日当たり855円とする。ただし、利用者が保険者より介護保険（特定）負担限度額認定証の交付を受け、施設に提示した場合には、提示した日の属する月の初日から当該認定証に記載されている居住費の負担限度額とする。
  - (3) 理美容代
  - (4) その他入所者の教養娯楽等に供する上で、一部負担金がある。
- 5 施設は、介護保険法関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前項に規定する利用料を変更することができる。
- 6 前項の費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者又はその家族の同意を得なければならない。

#### （入所にあたっての留意事項）

第14条 入所者は、次のことに留意しなければならない。

- (1) サービスは、施設サービス計画に基づいて供与されるものである。
- (2) 他の入所者及び職員に対し、暴言・暴力を行わないこと。
- (3) 外出・外泊は、家族又は職員の付添いによって行うこと。
- (4) 共用のトイレ・テレビ等については、入所者同士で仲良く使用すること。
- (5) 入浴は、職員の指示で行うこと。
- (6) 入所者の金銭管理については、「入所者預り金管理規程」によって管理することとする。
- (7) 衣類等には、必ず氏名を記入すること。
- (8) 第13条に定めのある金額については、サービスを受けた月の翌月20日までに納入のこと。
- (9) 入所に際しては、原則として連帯保証人2名を必要とする。

#### （非常災害対策）

第15条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年3回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### （虐待防止に向けた体制等）

第16条 施設は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、生活相談員は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 施設は、虐待防止委員会を設置し、その責任者は、生活相談員とする。
- (2) 虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通知、虐待発生時の再発防止策の検討、成年

後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

(3) 職員は年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

(4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には生活相談員は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(緊急時における対応方法)

第17条 職員は、サービス実施中に入所者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに協力病院に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 職員は、業務上知り得た入所者及びその家族の秘密を保持する。なお、退職後もこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に明記する。

3 サービスの提供に当たっては、入所者及び他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わないこととする。なお、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様、時間及び緊急やむを得ない理由等を「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に記録するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人旭会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 付則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

この規程は、平成15年8月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成20年1月18日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(介護報酬改定に伴う居住費の変更)

この規程は、平成27年8月1日から施行する。(介護報酬改定に伴う変更)

この規程は、令和1年10月1日から施行する。(介護保険法及び介護報酬改定に伴う変更)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。